主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人提出の上告理由について。

所論は、結局事実審たる原審の自由裁量に属する証拠の取捨、判断及び事実の認定を攻撃するに帰着するのであつて、上告の適法な理由とすることはできない。

よつて民訴四〇一条、九五条、八九条に従い全裁判官一致の意見により主文のと おり判決する。

最高裁判所第二小法廷

| 裁判官 | 栗 | Щ | | 茂 |
|-----|-------------|---|----|---|
| 裁判官 | /]\ | 谷 | 勝 | 重 |
| 裁判官 | 藤 | 田 | 八 | 郎 |
| 裁判官 | 谷 | 村 | 唯一 | 郎 |

裁判長裁判官霜山精一は出張につき署名押印することができない。

裁判官 栗 山 茂